**１　災害復興支援と原発事故問題**

**（1）東日本大震災の発生と弁護士および弁護士会の使命**

　　2011（平成23）年3月11日午後2時46分に発生した東日本大震災は、マグニチュード9.0という日本における観測史上最大の地震であり、地震後発生した津波によって沿岸部地域の広範囲に壊滅的な損害を与え、死者・行方不明者1万9千名を数える未曾有の災害となった。また、福島第一原子力発電所事故（以下、「原発事故」という。）は、放射性物質が広範囲に拡散し、被害者の避難の長期化、風評被害による地域経済への甚大な影響など、予想を超えた被害をもたらした。

　　すでに5年近くが経過しているが、福島県が帰還政策に転じたものの、多くの住民が避難の継続、仮設住宅での生活を余議されており、未だ復興がなされたというにはほど遠い現状にある。

　　基本的人権の擁護と社会正義の実現を使命とする弁護士ならびに弁護士会は、日に日に報道等で取り上げられる回数が減少し、世間における関心が薄れていく中でも、東日本大震災による未曽有の被害の実情、現状を適切に把握し、被災地、被害者の救済、復興のため、今後も継続して活動を行うことが求められている。

**（2）日弁連の活動**

**①　災害対策本部の活動**

　日弁連においては、2011（平成23）年3月11日の地震発生を受け、同日、東北地方太平洋沖地震対策本部の名称にて、第1回会議を開催し、以後、「東日本大震災・原子力発電事故等対策本部」に改称、2015（平成27）年11月までに58回の本部会議が開催されている。近時は原子力損害賠償問題が専ら議論されている。

**②　日弁連災害対策本部の活動**

　　（ア）原子力損害賠償問題への対応

(a)　2015（平成27）年3月19日付けで福島第一原子力発電所事故被害者に対する被害回復と法的支援を求める意見書を2015（平成27）年3月24日に内閣総理大臣、経済産業大臣、文部科学大臣、環境大臣、国土交通大臣、復興大臣、衆議院議長、参議院議長、各政党代表、東京電力株式会社代表執行役社長に提出した。その内容は次のとおりである。

連合会は、福島第一原子力発電所事故の発生から4年を迎え、改めて国に対し、同事故の被害者（以下「原発事故被害者」という。）に対する以下の内容を含む法的支援措置を求める。  
□　支援の継続について  
被ばく限度とされてきた年1ミリシーベルト以下の基準を満たすまで、原発事故被害者が避難、滞在又は帰還を選択できるよう、賠償や被害者支援の為の措置を継続すること。

□　住居の確保について  
原発事故被害者が、避難先・移住先において落ち着いた環境で生活再建に取り組むことを可能とする住宅支援措置を採ること。

□　健康の確保について  
・ 原発事故被害者の健康への影響を最小限に抑えるため、健康診断を継続的に実施し、医療費を減免する措置を採ること。  
・ 子どもたちが心身を回復するために、定期的に保養の機会を供する措置を採ること。  
□　損害の賠償について  
原発事故被害者の個別具体的な事情に基づく損害は、簡易・迅速かつ完全に賠償されるべきであり、原子力損害賠償紛争解決センターの和解仲介案に片面的な拘束力を付与し、東京電力株式会社に原則として和解案を受け入れることを義務付けること。

　　(b)　福島県の応急仮設住宅供与終了方針に対する反対

福島県が応急仮設住宅供与終了を次のとおり決めたことに対して、撤回を求める会長声明を2015（平成27）年6月26日に発表した。

福島県は、2015（平成27）年6月15日、東日本大震災と東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難者が入居する応急仮設住宅と民間借り上げ住宅の無償提供を、避難指示区域以外からの避難者（区域外避難者）については、2017（平成29）年3月末で終了すると発表したことから、避難者に対する支援の継続を訴え、撤回を求めたものである。

(c) 2015（平成27）年8月7日付で被災者生活支援等施策の推進に関する基本的な方針の改定（案）に対する意見書

避難指示の解除、慰謝料支払の打切りに反対する会長声明を2015（平成27）年7月3日に発表した。これは政府が、2015（平成27）年6月12日、福島復興加速化指針を改訂し、福島県の居住制限区域と避難指示解除準備区域について、避難指示を遅くとも2017（平成29）年3月までに解除するとの目標を定め、上記時期までに両区域の避難指示を解除することを前提に、避難指示区域からの避難者に東京電力が支払っている慰謝料について、解除の時期にかかわらず2018（平成30）年3月分まで支払うよう東京電力を指導することを決めたことに対するものである。

さらに、2015（平成27）年8月7日付で被災者生活支援等施策の推進に関する基本的な方針の改定（案）に対する意見書（支援対象地域の概念、避難指示解除の慎重な判断、福島県外の避難者に対する支援など）を取りまとめ、復興庁に提出した。

　　（イ）　復興支援、被災者支援の活動

活動の中心は原子力損害賠償問題となっているが、その他の復興支援、被災者支援の活動も行っている。

(a)　被災者本意の住まいと暮らしの復興と再生を求める意見書

2015（平成27）年9月11日付で東日本大震災5年目を迎え、被災者本位の住まいと暮らしの復興と再生を求める意見書を取りまとめ、内閣総理大臣、復興大臣、財務大臣、国土交通大臣、農林水産大臣、宮城県知事、岩手県知事、福島県知事、被災地沿岸部の市町村に提出した。

(b)　震災関連死に関する意見書

災害弔慰金の不支給に対する災害関連死問題についても、2015（平成27）年3月18日に、審査会の審査について、災害弔慰金の趣旨及びこれらの判決を踏まえ、審査会において積極的かつ十分な審査がなされ、できる限り広く支給される方向で認定されることを求める旨の会長声明を出している。

このほか、災害時の二重ローン問題対策（個人向け）の立法化を求める意見書を準備したり、震災5年となる2016（平成28）年3月にはシンポジウムを予定している。

以上のとおり、東日本大震災については、引き続き原発被害者救済のための活動を行うほか、被災地域の復興まちづくり支援への取り組みを検討し、早期の復興を実現するための提案を行っていかなければならない。

**（3）東京三弁護士会の活動**

　　　東京三会復旧復興本部（なお、2015（平成27）年度は東弁が担当会。）では、2014（平成26）年度に引き続き、①原子力損害賠償支援機構（以下、「支援機構」という。）の相談担当者派遣、②前記①の相談担当者に対する情報提供も含めた研修会の実施、③都内避難者向け説明会の実施、等の活動を行っている。

　　　また、常設の三会災害対策委員会の活動としては、大規模災害が発生した場合に向けて、防災、緊急時初動体制等に対するマニュアルの改訂作業を行っている。そのために東京地裁、高裁、家裁と東京地検、そして法テラス東京と4者で大規模災害時の対応について意見交換が始まったことは大きな意義がある。刑事、ＡＤＲなどの分野でのマニュアルがさらに充実したものになるように期待したい。

**（4）東弁の活動**

**①　東京弁護士会東日本大震災対策本部の活動**

2014（平成26）年度に引き続き、①支援機構への相談担当者派遣、②東京三会で行う各種研修会の提案、③各種研修会を行った。

**②　東京弁護士会災害対策委員会の活動**

首都圏において直下型地震が発生した場合等にそなえるため、常設の委員会として東京弁護士会災害対策委員会が2014（平成26）年度に設置された。

会員の安否確認の方策として、2013（平成25）年に「サバイバル・カード」を作成するとともに、一昨年以来、毎年関東大震災の日および東日本大震災の日後の1週間を想定して、安否確認テストを実施している。本年度は1100人の参加者となり、毎年認知度が高まっている。

また、東弁の事業継続計画を策定し、11月に東弁災害対策マニュアルを完成させ、ホームページ等で公表した。

**③　その他の活動**

従前に続き、原紛センター等から、仲介委員、調査官の増員、補充等の要請を受け、会員弁護士を多数推薦し、人員の確保に努めた。

東弁理事者が主導し、2014（平成26） 年7 月14日から30日までの2週間強にわたり、弁護士会館1階ロビーを使って、石巻の高校生写真家千葉拓人さん（現在18 歳）の写真展「ツタエル～被災地から霞が関へ～」企画が実行された。さらには2015年3月には東日本大震災復興支援「風化させない」企画が実施され、岩手日報社、河北新報社、福島民報社から提供を受けた写真展、「報道と弁護士はそれぞれ、何ができて何ができなかったのか」という題でのシンポジウム、物産展を開催した。

**（5）法曹親和会の活動**

　　　当会では、2011（平成23）年度に期成会と共同して、岩手県遠野市を拠点とする「遠野まごころネット」のボランティア団体の一つとして「東京ひまわり隊」を結成し、積極的に岩手県南沿岸部への支援活動を行ってきた。2015（平成27）年度は、7月をもって派遣を終了させることとし、終了イベントして、ひまわりを咲かせるプロジェクトを実施し、種まき隊が5月15日に派遣され、遠野まごころネットで用意していただいた畑に種まきを行った。ひまわりの花が咲いた後、8月29日には終了イベントとして、遠野まごころネットに対し、寄付金50万円と感謝状を贈呈する式を行い、親和会幹事長がこれらを贈呈したものである。なお、今後の活動は遠野ひまわり基金法律事務所に引き継ぎ、岩手ひまわり隊として活動することになっている。

**（6）今後の課題と取り込み**

以上のとおり、東日本大震災および原発事故問題については、弁護士会や個々の弁護士が、様々な立場、分野において取り組んでいる。

原発事故問題では、全ての被害者に適正な賠償が行われるべく今後も引き続き取り組む必要があり、また、被災地沿岸部でも、復興整備事業が完成するまでに未だ解決すべき課題が多数存在しており、弁護士ないし弁護士会には、東日本大震災の被災地の復興と人々の生活再建に向けた対応と取り組みを今後も継続的に行うことが求められている。

2014(平成26)年は、広島市の土砂災害、御嶽山噴火、さらに長野県北部地震等の大規模な災害が発生し、2015年（平成27年）には茨城県常総市において川が氾濫して大規模な災害が発生した。これから生じる新たな大規模災害に備え、東日本大震災を含むこれまでの経験を継承し、また、活かすための活動を行っていくことが必要かつ重要である。